

保護者の皆様へ

世田谷区 子ども・若者部長 松本 幸夫

## 風水害時における保育所等の臨時休園等の対応について

日頃から世田谷区の保育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

区では、近年全国的に台風や集中豪雨による被害が発生している状況を踏まえ、保育所等の園児や保護者、職員等の安全を確保するため、気象状況（大型台風接近時など）により登降園や保育が危険な状況になると見込まれる場合などの臨時休園の判断基準等を下記の通り定めています。

つきましては、以下の内容をご確認いただき、本趣旨にご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 臨時休園を行う際の判断基準

区は、以下の判断基準により保育所等の臨時休園を決定します。 ※1

| 区分 | 判断基準                                                                | 対象                     |
|----|---------------------------------------------------------------------|------------------------|
| A  | 気象状況（大型台風接近時など）により、登降園や保育が危険な状況になると見込まれる場合（鉄道事業者による計画運休が実施される場合を含む） | 全施設、<br>又は浸水想定区域内の施設※2 |
| B  | 区から「警戒レベル3（高齢者等避難）以上の避難情報等」の発令があった場合                                | 発令区域内の施設               |
| C  | 気象庁から世田谷区 に「大雨特別警報」の発表があった場合                                        | 全施設                    |

※1 施設や周辺の状況等から安全な保育の実施が困難であると判断する場合は、上記の判断基準によらず、区又は各保育所等の施設長が臨時休園を決定する場合があります。

※2 浸水想定区域内の施設とは、「多摩川洪水浸水想定区域」「中小河川洪水浸水想定区域」「土砂災害（特別）警戒区域」「0.5m以上の浸水想定区域」内に位置する施設をいいます。ご利用の施設が浸水想定区域内に位置しているかは、各施設にご確認ください。

#### 2 臨時休園の周知

区ホームページで掲載するとともに、ご利用の保育所等からお知らせします。

※臨時休園を決定した日は、午前中の早い段階で回復するなどの状況でも、施設の安全確認のため、原則一日臨時休園となります。

#### 3 保育料等の取り扱いについて

臨時休園となった場合でも、保育料及び給食費等の減免対応は行いません。

#### 4 臨時休園時の保育の実施について

臨時休園となった場合でも、「保育の提供の必要性が高い保護者」が希望する場合には、「応急保育」又は「代替保育」を実施しますので、事前にご利用の保育所等にご相談いただくとともに、別紙をご覧ください。

### 【担当】

区立保育園に関すること 電話 03-6453-4837

私立保育園・認定こども園・地域型保育事業に関すること 電話 03-5432-2320

認証保育所に関すること 電話 03-5432-2324

保育室・保育ママに関すること 電話 03-5432-2572

## 風水害時における臨時休園時の「応急保育」又は「代替保育」について

## 1 対象者

以下の①又は②に該当する「保育の提供の必要性が高い保護者」が対象になります。

## 【保育の提供の必要性が高い保護者】

- ① 社会生活を維持する上で必要なサービス(医療関係、警察・消防関係、ライフライン関係等)に従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者
- ② (開園中)交通機関の運休等により、ただちに園児を引き取ることが困難な保護者

※原則、上記に該当しない場合は、「応急保育」又は「代替保育」を受けることはできません。

## 2 臨時休園時の「応急保育」又は「代替保育」の実施

## (1) 実施基準

| 区分 | 判断基準                                                              | 応急保育・代替保育の実施                   |
|----|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| A  | 気象状況(大型台風接近時など)により、登降園や保育が危険な状況になると見込まれる場合(鉄道事業者の計画運休が予定される場合を含む) | 【浸水想定区域外の施設】<br>・臨時休園(応急保育の実施) |
|    |                                                                   | 【浸水想定区域内の施設】<br>・臨時休園(代替保育を実施) |
| B  | 区から警戒レベル3(高齢者等避難)以上の避難情報等の発令があった場合                                | 【発令区域外の施設】<br>・通常保育            |
|    |                                                                   | 【発令区域内の施設】<br>・臨時休園(代替保育を実施)   |
| C  | 気象庁から世田谷区に「大雨特別警報」の発表があった場合                                       | 【浸水想定区域外の施設】<br>・臨時休園(応急保育の実施) |
|    |                                                                   | 【浸水想定区域内の施設】<br>・臨時休園(代替保育を実施) |

## (2) 実施場所

- ① 応急保育は、ご利用の保育所等で保育を提供します。

※ただし、すでに施設に被害が生じているなど、安全に保育ができないと判断した場合は、「代替保育」を実施します。

- ② 代替保育は、指定の区立保育園で保育を提供します。

※指定の区立保育園については、ご利用の保育所等にご確認ください。ただし、状況によって、必ずしも指定の区立保育園とならない場合がありますので、臨時休園時にご利用の保育所等にご確認ください。

## 3 その他

- ・代替保育は、指定の区立保育園で保育を実施しますので、アレルギー対応等を考慮し、原則お弁当持参となります。
- ・応急保育について、気象状況により食材の調達や調理環境が通常と異なる場合等には、お弁当持参又は代替メニューによる簡易給食を提供する場合があります。
- ・その他、ご不明な点等ございましたら、ご利用の保育所等にご確認ください。